

【経営者大型総合保障制度】 ベーシック傷害保険の改定に関するご案内

A I G 損保では、**契約日が2025年10月1日以降の契約から**、ベーシック傷害保険の約款を改定いたします。主な改定内容をご案内いたしますので、以下のとおり各帳票（ご契約のしおり、被保険者さまへの重要なお知らせ、重要事項説明書、各パンフレット、各チラシ）を読み替えていただきますようお願い申し上げます。なお、改定後の約款につきましては、弊社ホームページに掲載のe約款をご参照ください。
 (A I G 損保ホームページ：<https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/p-tieup>)

1. 改定内容・対象特約

改定内容	対象特約
① みなし通院の見直し	傷害通院保険金支払特約
② 対象となる感染症の範囲の見直し	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約 事業継続・事業承継相談費用補償特約
③ 補償拡大	事業継続・事業承継相談費用補償特約
④ 危険ドラッグの明確化	傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金支払特約、傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）、傷害通院保険金支払特約、傷害医療費用補償特約、傷害休業保険金支払特約、疾病入院療養一時金支払特約、疾病入院医療費用補償特約、事業継続・事業承継相談費用補償特約、事業主費用補償特約（事業承継相談費用用）

2. 改定内容

①みなし通院の見直し

【改定内容】

通院保険金の通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に合わせるため、対象となる「部位」「器具」の規定を変更するとともに、固定部位を受傷部位に限定する要件を削除します。

【帳票別の変更内容】

対象帳票・対象箇所	改定前	改定後
■ご契約のしおり p.93 ベーシック傷害保険の保障内容 (A I G 損保) 傷害通院保険金支払特約 保険金をお支払いする事由（支払事由）	~略~ ●被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長管骨・脊柱など）*2 を固定するためにギプスなど*3 を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 ~略~ *2 所定の部位は「傷害通院保険金支払特約 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位」を参照ください。 *3 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	~略~ ●被保険者が通院しない場合でも、医師の指示により、保険の約款に定める部位（長管骨、脊柱、上肢・下肢の3大関節など）*2 を固定するためにギプスなど*3 を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 ~略~ *2 所定の部位は「傷害通院保険金支払特約 第1条（保険金を支払う場合）(2)」を参照ください。 *3 ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
■被保険者さまへの重要なお知らせ p.16 ■重要事項説明書 p.4 傷害通院保険金支払特約 保険金をお支払いする主な場合	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ（傷害）が原因で通院した場合に、【傷害通院保険金日額×通院日数】をお支払いします。 通院に準じた状態（※1）および往診も対象となります。 （※1）骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長管骨・脊柱など）を固定するためにギプスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。 （※2）固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 ~略~	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ（傷害）が原因で通院した場合に、【傷害通院保険金日額×通院日数】をお支払いします。 通院に準じた状態（※1）および往診も対象となります。 （※1）医師の指示により、保険の約款に定める部位（長管骨、脊柱、上肢・下肢の3大関節など）を固定するためにギプスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。 （※2）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 ~略~

②対象となる感染症の範囲の見直し

【改定内容】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における「1類～3類感染症」および「指定感染症」を補償対象としていますが、「指定感染症」を補償対象外とし、対象を「1類～3類感染症」とします。

【帳票別の変更内容】

対象帳票・対象箇所	改定前	改定後
<p>■ご契約のしおり p.89 ベーシック傷害保険の保障内容（A I G損保） 特定感染症とは</p> <p>■被保険者さまへの重要なお知らせ p.13 特定感染症</p> <p>■重要事項説明書 p.7 特定感染症危険「後遺障がい保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約 保険金をお支払いする主な場合</p> <p>■各パンフレット</p> <p>■各チラシ</p>	<p>特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症、および指定感染症*をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。</p> <p>エボラ出血熱、結核、SARS、O157 感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9 亜型）に限ります。）</p> <p>*政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。</p>	<p>特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。</p> <p>《2025年3月現在》</p> <p>エボラ出血熱、結核、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1 および H7N9）、腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスなど</p>

③補償拡大

【改定内容】

脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）により 60 日以上「他覚的な神経学的後遺症」が継続したと診断された場合に、事業継続または事業承継に関する相談に伴い、保険契約者が負担したコンサルティング費用を補償対象として追加します。

【帳票別の変更内容】

対象帳票・対象箇所	改定前	改定後
<p>■ご契約のしおり p.96 ベーシック傷害保険の保障内容（A I G損保） 事業継続・事業承継相談費用補償特約 保険金をお支払いする事由（支払事由）</p>	<p>～略～</p> <p>⑤被保険者が特定感染症*3 を発病した場合*4</p> <p>～略～</p> <p>*5 事業継続・事業承継相談費用は、その額および用途が社会通念上妥当なもので、かつ上記①～⑤の事由が発生した日からその日を含めて 365 日以内に要した費用に限ります。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>⑤被保険者が特定感染症*3 を発病した場合*4</p> <p>⑥被保険者が、保険期間中に所定の脳卒中*5 を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合</p> <p>～略～</p> <p>*5 脳卒中とは、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞をいいます。</p> <p>*6 事業継続・事業承継相談費用は、その額および用途が社会通念上妥当なもので、かつ上記「保険金をお支払いする事由（支払事由）」の①～⑥の事由が発生した日からその日を含めて 365 日以内に要した費用に限ります。</p> <p>～略～</p> <p>(*5 以降の番号が繰り下げとなります。)</p>
<p>■被保険者さまへの重要なお知らせ p.17 事業継続・事業承継相談費用補償特約 保険金をお支払いする主な場合</p>	<p>～略～</p> <p>オ. 被保険者が特定感染症を発病した場合</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>オ. 被保険者が特定感染症を発病した場合</p> <p>カ. 被保険者が所定の脳卒中により初めて診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上「他覚的な神経学的後遺症」が継続したと医師に診断された場合</p> <p>～略～</p>
<p>■ご契約のしおり p.5 保障プランの概要 事業継続・事業承継相談費用保障</p> <p>■各パンフレット</p> <p>■各チラシ</p>	<p>契約者が事業継続・事業承継のために必要となった下記の費用を負担したとき</p> <p>・保険期間中に被保険者が死亡もしくは所定の高度障がい状態と医師に診断されたとき、身体障がい者福祉法に定める 1～3 級の障がいと医師に診断され身体障がい者手帳が交付されたとき、または軽度認知障がいもしくは認知症のいずれかと初めて医師に診断確定されたときのコンサルティング費用</p> <p>～略～</p>	<p>契約者が事業継続・事業承継のために必要となった下記の費用を負担したとき</p> <p>・保険期間中に被保険者が死亡もしくは所定の高度障がい状態と医師に診断されたとき、身体障がい者福祉法に定める 1～3 級の障がいと医師に診断され身体障がい者手帳が交付されたとき、軽度認知障がいもしくは認知症のいずれかと初めて医師に診断確定されたとき、または所定の脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上「他覚的な神経学的後遺症」が継続したと医師に診断されたときのコンサルティング費用</p> <p>～略～</p>

④危険ドラッグの明確化

【改定内容】 ※約款改定のみ行っており、各帳票の読み替えはありません。

「麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等」の使用による免責規定に危険ドラッグ（指定薬物）を含むことを明確化します。

<引受保険会社>

<p>A I G 損害保険株式会社 〒105-8602 東京都港区虎ノ門 4-3-20 03-6848-8500 9 時～17 時（土・日・祝日・年末年始を除く） https://www.aig.co.jp/sonpo</p>	<p>大同生命保険株式会社 本社（大阪）〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 1 号 （東京）〒103-6031 東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号 0120-789-501（通話料無料） 9 時～18 時（土・日・祝日・年末年始を除く） https://www.daido-life.co.jp/</p>
--	--